

鏡野町公の施設の指定管理者募集のお知らせ

鏡野町では、下記の公の施設について、管理運営業務を効果的かつ効率的に行うため、指定管理者の募集を行います。各施設の詳細につきましては、募集要項・仕様書を役場産業観光課・各振興センターで配布いたします。また、鏡野町ホームページからもダウンロードできます。ご不明な点がございましたら、産業観光課までお問い合わせください。

＜募集要項等の配布期間＞

令和5年6月1日(木)から

＜配布場所及び申請書提出先＞

鏡野町産業観光課及び各振興センター

＜申請書の提出期限＞

令和5年6月23日(金) (期限厳守)

1. 対象施設

	施設名	施設の内容	施設の所在地
①	鏡野町活性化施設「耕心館」	ふれあい交流施設	鏡野町長藤142番地1
②	鏡野町ファームビレッジ施設	宿泊施設	鏡野町長藤142番地1外

※一括して一つの指定管理者の管理を条件として公募します。

2. 指定管理期間 令和5年10月1日から令和9年3月31日まで

3. 応募者の条件 鏡野町内に主たる事務所、事務所等を有する法人、その他の団体に応募資格があります。

お問い合わせ先 鏡野町産業観光課 担当：森腰 電話 (0868) 54-2987

第65回水道週間について 毎年6月1日～7日は水道週間です

水道週間とは

水道週間は、厚生労働省、都道府県をはじめ、各市町村の水道事業者によって実施される様々な広報活動等の運動を通して、国民各層に対して、水道の現状や課題について理解を深め、今後の水道事業の取り組みについて協力を得ることを目的として毎年実施され、今年で65回目を迎えます。

今年のスローガンは『水道水 安心・安全 これからも』です!!



水道は、生活に欠かすことができない大切なものです。もし、お家で使用する水道が使えなくなったら、飲み水、お風呂、トイレはどうなるのでしょうか。この水道週間に機に、水道の大切さを考えたり、家族や友人と話し合ってみませんか。



お問い合わせ先 鏡野町上下水道課 電話 (0868) 54-0001 FAX (0868) 54-0080

児童手当の現況届は原則提出不要です

昨年に引き続き、児童手当の現況届は原則、提出が不要です。現況届の提出が必要な方には個別に案内を送付しますので、6月中旬にご提出ください。

また、児童手当の支給に伴い毎年6月に所得審査をおこなっています。「所得制限限度額(表①)」以上になる方は特例給付になり、「所得上限限度額(表②)」以上になる方は、手当が支給されなくなります。

所得審査の結果、支給額が変わる方、支給がなくなる方には、通知を送付します。

扶養親族等の数	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額(万円)	収入額の目安(万円)	所得額(万円)	収入額の目安(万円)
0人	622	833.3	858	1,071
1人	660	875.6	896	1,124
2人	698	917.8	934	1,162
3人	736	960	972	1,200
4人	774	1,002	1,010	1,238
5人	812	1,040	1,048	1,276

児童手当の支給額

- ・表①未満の方 …………… 児童1人当たり、月額15,000円(3歳未満)または月額10,000円(3歳以上)を支給。
- ・表①以上、表②未満の方 …… 児童1人当たり、月額5,000円(一律)を支給。
- ・表②以上の方 …………… 支給なし。

児童手当を受給されていない方へ

所得が「所得上限限度額(表②)」を超え、令和4年10月から児童手当(特例給付)を受給されていない方について、令和4年中の所得が表②を下回った場合は受給を再開することができます。改めて児童手当認定請求書をご提出ください。

お問い合わせ先 鏡野町子育て支援課 担当：山本 電話 (0868) 54-2991 FAX (0868) 54-2891